

契 第 112 号
令和5年1月13日

建設関係課長 様

契約検査課長
(建設工事監理室)

令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る
主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて（通知）

このことについて、令和3年11月18日付け契第97号及び令和4年1月26日付け契第128号により通知しておりますが、下記のとおり取り扱いを一部変更しましたので通知します。

記

- 1 現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて
別紙2「現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」及び
「現場代理人の兼務に関する特記仕様書（令和3年度発生豪雨等災害特例適用）」
を別添のとおり一部変更

[変更概要]

令和5年1月13日付け契第111号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）」の内容に合わせた改正

- ・現場代理人の兼務に係る金額要件について、3,500万円から4,000万円へ改正
- ・現場代理人の兼務に係る距離要件について「工事現場間の移動距離（道のり）が10 km程度まで」から「工事現場の相互の間隔（直線距離）が10 km程度まで」に改正

2 適用対象

令和5年2月1日以降に松江市が入札公告及び指名通知する工事から適用。
なお、適用日以前に松江市が発注した工事については、発注者の判断とする。
(建築関係工事は適用の対象外)

※本取扱いを廃止（もしくは変更等）する際は、別途通知する。